

令 和 5 年 度

高松市健全化判断比率審査意見書

高松市資金不足比率審査意見書



高 松 市 監 査 委 員

(写)

高監委第90号

令和6年8月13日

高松市長 大西秀人 殿

高松市監査委員 木田一彦

同 大西均

同 中西俊介

同 北谷悌邦

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、令和5年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のように意見を提出します。

なお、地方自治法第199条の2の規定により、木田一彦監査委員は、実質公債費比率及び将来負担比率の審査について、除斥されています。

令和5年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

第1 審査の概要

審査に当たっては、高松市監査基準に準拠して実施した。

1 種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による健全化判断比率審査

2 対象

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

3 着眼点

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令等に適合し、かつ、正確であるかなどに着眼して審査した。

4 主な実施内容

市長から提出された令和5年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、計数の確認を行ったほか、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

5 実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員事務局ほか
- (2) 日程 令和6年7月22日から8月8日まで

第2 審査の結果及び審査意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

また、それぞれの比率は、いずれも早期健全化基準を下回っていると認められた。

今後においても、健全化判断比率が早期健全化基準の数値以上となることのないよう、適切な財政運営に取り組まれたい。

健全化判断比率の状況

1 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。前年度同様、実質赤字額がないため、実質赤字比率は「一」で表示している。

年度等 比率名	5 年度	4 年度	増 減	早期健全化 基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	11. 25%	20. 00%

＜算定式＞

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字額（資金の不足額）の標準財政規模に対する比率である。前年度同様、連結実質赤字額がないため、連結実質赤字比率は「一」で表示している。

年度等 比率名	5 年度	4 年度	増 減	早期健全化 基準	財政再生基準
連結実質 赤字比率	—	—	—	16. 25%	30. 00%

＜算定式＞

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

3 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する市債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3か年の平均値である。

令和5年度は、6.4%で、前年度に比べ0.6ポイント低下（改善）している。

年度等 比率名	5 年度 (3 年度～ 5 年度)	4 年度 (2 年度～ 4 年度)	増 減	早期健全化 基準	財政再生基準
実質公債費比率	6. 4%	7. 0%	△0. 6 ポイント	25. 0%	35. 0%

＜算定式＞

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金十準元利償還金)} - \text{(特定財源十元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{(3か年平均) 標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}$$

4 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

令和5年度は、68.1%で、前年度に比べ1.3ポイント上昇（悪化）している。

年度等 比率名	5年度	4年度	増 減	早期健全化基準
将来負担比率	68.1%	66.8%	1.3 ポイント	350.0%

＜算定式＞

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

令和5年度決算に基づく資金不足比率審査意見

第1 審査の概要

審査に当たっては、高松市監査基準に準拠して実施した。

1 種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による資金不足比率審査

2 対象

- (1) 食肉センター事業特別会計
- (2) 卸売市場事業特別会計
- (3) 下水道事業会計
- (4) 病院事業会計

3 着眼点

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令等に適合し、かつ、正確であるかなどに着眼して審査した。

4 主な実施内容

市長から提出された令和5年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、計数の確認を行ったほか、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

5 実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員事務局ほか
- (2) 日程 令和6年7月22日から8月8日まで

第2 審査の結果及び審査意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

また、それぞれの比率は、いずれも経営健全化基準を下回っていると認められた。

今後においても、資金不足比率が経営健全化基準の数値以上となることのないよう、適切な経営に取り組まれたい。

公営企業の資金不足比率の状況

資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定する資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

前年度同様、全ての公営企業会計で資金の不足額がないため、資金不足比率は「-」で表示している。

会計名		年度等	5年度	4年度	増減	経営健全化基準
法非適用企業	食肉センター事業特別会計		-	-	-	20.0%
	卸売市場事業特別会計		-	-	-	
法適用企業	下水道事業会計		-	-	-	20.0%
	病院事業会計		-	-	-	

<算定式>

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$